

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：神山町役場

1 全職員

職員区分	男女の給与の差違 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	93.4%
任期の定めのない常勤職員以外	69.7%
全ての職員	78.4%

2 「任期の定めのない常勤職員」に係る追加的な情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき一律に決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差違 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
課長相当職	108.2%
課長補佐相当職	90.4%
係長相当職	90.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差違 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	95.7%
31～35年	85.8%
26～30年	92.3%
21～25年	88.8%
16～20年	92.9%
11～15年	92.7%
6～10年	100.3%
1～5年	98.5%

【説明欄】

- ・ 扶養手当について、男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は66.6%である。
- ・ 会計年度任用職員の女性比率が90.3%であり、会計年度任用職員の男性は専門職である。